

京都市高速鉄道安全管理規程を次のように制定する。

平成18年12月22日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

京都市交通局管理規程 7 - 6

第1編 総則

第1章 目的等

(目的等)

第1条 この安全管理規程は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号。以下「法」という。）第18条の3第2項の規定に基づき、京都市高速鉄道の輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。

2 輸送の安全の確保については、法、鉄道営業法（明治33年法律第65号）その他の輸送の安全確保に関する法令の規定、並びに鉄道の技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）に基づく実施基準（以下「実施基準」という。）のほか、本規程に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 本規程において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 局長

京都市公営企業管理者交通局長をいう。

(2) 部長会構成職員

京都市交通局部長会に関する規程第2条第1項に定める職員をいう。

(局長及び専ら自動車事業を担当する職員を除く。)

(3) 職員

高速鉄道事業に係る職員をいう。(嘱託職員を含む。)

(4) 全職員

第2号及び第3号で規定する全ての職員をいう。

(5) 鉄道施設

鉄道に関わる施設全般をいう。

(6) 施設

鉄道施設のうち、電気に関係するものを除いたものをいう。

(7) 電気設備

鉄道施設のうち、電気に関係するものをいう。

(8) 運転指令長

運転指令区長及び運転指令区の当務の職員をいう。

第2章 輸送の安全を確保するための基本的な方針等

(安全に関する基本的な方針)

第3条 局長及び部長会構成職員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を具体的に定めるものとする。

2 局長及び全職員の安全に係る行動規範は、次のとおりとする。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努める。
 - (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し，厳正，忠実に職務を遂行する。
 - (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
 - (4) 職務の実施に当たり，推測に頼らず確認の励行に努め，疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをする。
 - (5) 事故・災害等が発生したときは，人命救助を最優先に行動し，すみやかに安全適切な処置をとる。
 - (6) 情報は漏れなく迅速，正確に伝え，透明性を確保する。
 - (7) 常に問題意識を持ち，必要な変革に果敢に挑戦する。
- 3 第1項の方針に基づき策定した鉄道施設，車両，職員に係る安全性向上のための施策は，適宜見直すものとし，当該施策及びこれに基づく取り組みの実績その他安全に関する情報については，毎年度，これを取りまとめ安全報告書として公表する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制

第1節 輸送の安全の確保に関する組織体制

(局長の責務)

第4条 局長は，輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 局長及び部長会構成職員は，輸送の安全を確保するための高速鉄道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに，高速鉄道事業の実施及び管理の方法を本規程に定めるものとする。

- 3 局長及び部長会構成職員は、高速鉄道事業の遂行に際し、設備、輸送、要員、投資、予算その他の必要な計画の策定に際し、次条に掲げる者その他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点からの検証を行わせるものとする。
- 4 局長及び部長会構成職員は、輸送の安全を確保するため、高速鉄道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行うものとする。
- 5 局長及び部長会構成職員は、安全統括管理者の、その職務を行う上での意見を尊重するものとする。
- 6 局長及び部長会構成職員は、事故、事故のおそれのある事態、災害及びその他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故・災害等」という。）の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他必要な事項を京都市交通局危機管理計画に定め、職員に周知・徹底するものとする。

（組織体制）

第5条 本市高速鉄道事業における安全の確保に関する体制は、第1図のとおりとし、各々の責任者の役割及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全統括管理者 輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
- (2) 運転管理者 安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。
- (3) 乗務員指導管理者 運転管理者の指揮の下、乗務員の資質の維持に関する事項を管理する。
- (4) 施設課長 安全統括管理者の指揮の下、施設に関する事項を統括する。
- (5) 高速車両課長 安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括

する。

(6) 電気課長 安全統括管理者の指揮の下、電気設備に関する事項を統括する。

(7) 高速鉄道部営業課長（以下「営業課長」という。） 事故防止に関する事項を統括する。

(8) 企画総務部長 財務及び設備投資並びに要員に関する事項を統括する。

2 局長は、前項の責任者の選任及び解任等については、これを全職員に周知することにより、輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にするものとする。

3 第1項の安全統括管理者、運転管理者その他の責任者は、輸送の安全の確保に関し、運転や鉄道施設、車両の計画に必要な基礎的情報その他の必要な情報に係る相互の連絡を緊密に行い、打ち合わせを正確にすることにより、各々の業務を適切に遂行し、管理するものとする。

4 各責任者が事故等によりその職務を遂行できない場合には、その都度、局長が指名した者に臨時にその職務を代行させる。

第2節 安全統括管理者等の責務

（安全統括管理者の選任及び解任）

第6条 安全統括管理者には、部長会構成職員のうち、法及び鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号。以下「規則」という。）で定める要件を満たし、安全に関して十分な知識及び経験を有する者として理事を充てるものとする。

2 局長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満足しなくなったとき。
- (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (3) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (4) 関係法令等に違反する等により、その職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第7条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 鉄道施設、車両、運転取扱いの安全性及び相互間の整合性を確保するとともに、安全確保を最優先し、輸送業務の実施及び管理部門を統括管理するものとする。
- (2) 局長及び全職員に対し、本規程の周知及び関係法令等の遵守と安全第一の意識を徹底させるものとする。
- (3) 輸送業務の実施及び管理の状況について、随時、確認を行い、必要な改善の措置を講じるものとする。
- (4) 輸送の安全の確保に関する事業運営上の重要な決定に参画し、局長又は部長会構成職員その他必要な責任者に対し、輸送の安全の確保に関し、その職務を行う上での必要な意見を述べるものとする。
- (5) 輸送の安全の確保に関し、事故・災害等その他必要な情報を収集し、運転管理者その他必要な責任者にこれを周知し又は必要な指示を行うものとする。

- (6) 第3条第3項において策定した、安全性向上のための施策の実施及び管理の状況について、随時、確認を行い、必要な措置を講じるものとする。

(運転管理者の選任及び解任)

第8条 運転管理者には、法及び規則で定める要件を満たし、運転に関して十分な知識及び経験を有する者として安全運行管理官を充てるものとする。

- 2 第6条第2項の規定は、運転管理者の解任について準用する。

(運転管理者の責務)

第9条 運転管理者は、運転関係係員、鉄道施設、車両を総合的に活用し、安全で安定した輸送を確保するため、運行計画の設定及び変更、乗務員の運用、列車の運行の管理、乗務員の育成及び資質の維持その他運転に関する業務を管理する責務を有する。

- 2 運転管理者は、運転に関する業務のうち、乗務員の資質の維持に関するものを補佐させるため、各線区の乗務区長を乗務員指導管理者として指名するものとする。

- 3 運転管理者は、輸送計画その他必要な計画の検討に当たり、運転関係係員及び施設、車両の状況その他の事情を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の検証を行うものとする。

- 4 運転管理者は、所属する運転関係係員に対する教育・訓練を適切に管理するものとする。

- 5 運転管理者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者との連絡、調整を密にするものとする。

- 6 運転管理者は、輸送の安全の確保に関し、必要な情報を安全統括管理者

その他必要な責任者に伝達し又は必要な情報を受けるものとする。

(乗務員指導管理者の責務)

第10条 乗務員指導管理者は、次に掲げる業務を行う責務を有する。

- (1) 乗務員の資質（適性・知識及び技能）の維持管理に関する事項
- (2) 乗務員の育成及び資質の充足状況に関する定期的な確認及び運転管理者への報告に関する事項

(施設課長の責務)

第11条 施設課長は、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのないよう施設を維持管理するため、次に掲げる業務を管理する責務を有する。

- (1) 施設の新設、改良、保守に係る管理体制及び整備・維持管理計画の作成、変更に関する事項
- (2) 施設の構造、仕様と車両の構造、仕様、運転取扱いに係る整合性の確保に関する事項
- (3) 施設の新設、改良、保守に係る作業を行う場合の安全確保に関する事項
- (4) 列車の運転の安全に直接影響を与える施設の状態、線路の保全に影響のある気象情報など、運転管理のために必要となる情報の伝達に関する事項
- (5) 施設の工事、検査及び保守作業に係る係員（以下「施設関係係員」という。）の資質の維持・管理に関する事項

2 施設課長は、設備計画その他の必要な計画の検討に当たり、施設関係の係員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性について検証を行うものとする。

3 施設課長は、施設関係係員に対する教育・訓練を適切に管理するものと

する。

4 施設課長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者との連絡、調整を密にするものとする。

5 施設課長は、輸送の安全の確保に関し、必要な情報を安全統括管理者その他必要な責任者に伝達し又は必要な情報を受けるものとする。

(高速車両課長の責務)

第12条 高速車両課長は、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのないよう車両を維持管理するため、次に掲げる業務を管理する責務を有する。

(1) 車両の構造、機能の改良、維持に係る管理体制及び車両新造、改造、修繕、検査に係る計画等の作成、変更に関する事項

(2) 車両の構造、仕様と鉄道施設の構造、仕様、運転取扱いに係る整合性の確保に関する事項

(3) 列車の運行に充当する車両の検査計画と運行計画との調整に関する事項

(4) 車両の保守を行う係員（以下「車両関係係員」という。）の資質の維持・管理に関する事項

2 高速車両課長は、車両新造、改造、修繕、検査に係る計画等の検討に当たり、車両関係係員、設備の状況及びその他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性について検証を行うものとする。

3 高速車両課長は、車両関係係員に対する教育・訓練を適切に管理するものとする。

4 高速車両課長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者との連絡、調整を密にするものとする。

5 高速車両課長は、輸送の安全の確保に関し、必要な情報を安全統括管理

者その他必要な責任者に伝達し又は必要な情報を受けるものとする。

(電気課長の責務)

第13条 電気課長は、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのないよう電気設備を維持管理するため、次に掲げる業務を管理する責務を有する。

(1) 電気設備の新設、改良、保守に係る管理体制及び整備・維持管理計画の作成、変更に関する事項

(2) 電気設備の構造、仕様と車両の構造、仕様、運転取扱いに係る整合性の確保に関する事項

(3) 電気設備の新設、改良、保守に係る作業を行う場合の安全確保に関する事項

(4) 列車の運転の安全に直接影響を与える電気設備の状態、線路の保全に影響のある気象情報など、運転管理のために必要となる情報の伝達に関する事項

(5) 電気設備の工事、検査及び保守作業に係る係員（以下「電気関係係員」という。）の資質の維持・管理に関する事項

2 電気課長は、設備計画その他の必要な計画の検討に当たり、電気関係係員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性について検証を行うものとする。

3 電気課長は、電気関係係員に対する教育・訓練を適切に管理するものとする。

4 電気課長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者との連絡、調整を密にするものとする。

5 電気課長は、輸送の安全の確保に関し、必要な情報を安全統括管理者その他必要な責任者に伝達し又は必要な情報を受けるものとする。

(営業課長の責務)

- 第14条 営業課長は、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、定期的に輸送の安全の確保に関する内部監査(京都市交通局事務処理規程第10条営業課8号「高速鉄道に係る内部監査に関すること」に基づくもの)を実施し、その結果をもとに事故の再発防止対策等安全性の向上を図るための施策を推進する。ただし、重大な事故・災害等が発生したとき及びその他必要と認められるときには、緊急に内部監査を実施するものとする。
- 2 前項の内部監査の計画及び実施結果については、すみやかに安全統括管理者に報告するものとする。

(企画総務部長の責務)

- 第15条 企画総務部長は、投資計画、予算計画、要員計画その他必要な計画の検討に当たり、職員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の検証を行うものとする。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の方法

(業務報告)

- 第16条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する業務を統括管理するため、運転管理者その他の責任者に対し、不安全行動など安全を損なう事態について随時報告を求める。
- 2 職員は、不安全行動など安全を損なう事態及びヒヤリ・ハットなど安全を損なうおそれのある事態が生じた場合は、関係する責任者に報告するものとする。
- 3 前2項の報告内容については、法令違反、重大な怠慢、故意による行為

等を除き、当該職員の処罰には使用しない。

- 4 全職員は、輸送の安全の確保に関し、相互に必要な情報を伝達しなければならない。

(事故防止対策の検討及び情報の共有化)

第17条 安全統括管理者は、事故、事故のおそれがある事態その他輸送の安全確保に資する情報を分析、整理し、事故防止対策の検討を行い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 安全統括管理者は、前項の検討を通じて、不安全事故の再発防止又は安全意識の向上の観点から輸送業務に携わる者に知らしめることが重要である事項については、部長会構成職員で共有できるようにするものとする。
- 3 安全統括管理者は、運転管理者その他の責任者に命じ、前項の輸送業務に携わる者に知らしめることが重要である事項について、関係する職員に周知させるものとする。

(事故、災害等の対応)

第18条 局長及び全職員は、京都市交通局危機管理計画に基づく事故・災害等に対する責任者、対応方法その他必要な事項をよく理解し、事故・災害等が発生した場合は、必要な対応をとること。

- 2 責任者は、事故・災害等が発生し、緊急を要する場合等には的確に状況を判断し、あらかじめ定めた責任者の権限を越えて適切かつ柔軟な対応を行うこと。
- 3 責任者は、法令等の定めにより、関係行政機関に速やかに報告しなければならない。

(業務の確認)

第19条 安全統括管理者またはその命を受けた者は、適宜、事業所に赴き

輸送に係る業務の実施及び管理の状況を確認することにより、潜在する危険要因を抽出し、業務改善が必要な事項についての的確な措置を講ずる。

(安全管理体制の維持のための教育訓練)

第20条 運転管理者、施設課長、高速車両課長及び電気課長は、安全管理体制の維持、改善に必要な教育、訓練の実施の方法を定め、教育訓練を実施するものとする。

(安全管理規程等の整備)

第21条 局長は、輸送の安全を確保するため、本規程、実施基準のほか、鉄道施設・車両の維持及び運転に関して必要となる規程を定める。

(規程、帳票類等の備え付け及び記録の管理等)

第22条 責任者は、本規程その他輸送の安全の確保に関する規定、鉄道施設及び車両の構造、性能等に係る帳票類その他の必要な資料等は、必要な部署に備え、適切に保管する。

2 安全統括管理者の意見及び輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録は、営業課長が適切に管理する。

第2編 輸送業務の実施に係る管理の方法

第1章 運転の管理

(運転の管理の体制)

第23条 運転の管理に係る体制、指揮命令系統は、第2図のとおりとする。

(運行計画)

第24条 運転管理者は、輸送計画の具体化の際、運転曲線図を基に、次に掲げる事項を勘案し、列車設定に係る計画（以下「運行計画」という。）

の実現可能性を検証する。

- (1) 停車場間の所要時間
- (2) 停車場における乗降の状況
- (3) 信号設備等による制約条件
- (4) 乗務員及び車両の運用に係る制約条件
- (5) その他運行計画の円滑な実施に係る事項

2 前項の運転曲線図は、使用する車両の性能（加減速，最高速度，曲線通過性能），曲線及びこう配等の線路条件，運転士の操縦状況を考慮したものである。

3 運行計画の設定，変更については，前2項に規定にするもののほか高速鉄道運転取扱規程の定めるところによる。

4 運転管理者は，施設課長及び高速車両課長並びに電気課長との連携を図り，運行計画の設定，変更に必要な車両性能，線路条件及び曲線等の制限速度に係る帳票類を整備するものとする。

（乗務員の運用計画）

第25条 運転管理者は，乗務員運用において，乗務員の労働時間，乗務時間等が平準化されるよう計画するとともに，定められた勤務に係る制約要件に適合するようにする。

（乗務員の資格要件の管理）

第26条 乗務員指導管理者は，所属する乗務員の資質の充足状況について，運転管理者から示された管理の方針等に基づき，継続的かつ定期的に確認する。

2 乗務員指導管理者は，前項の確認を通じて，乗務員の身体機能，精神機能，知識及び技能について，資格要件に適合していないおそれがあると認

められる場合については、乗務の一時停止等の措置を講じるとともに、その状況を取りまとめ運転管理者に報告する。

3 運転管理者は、乗務員の資質の充足状況に疑義のある報告を受けた場合は、当該乗務員指導管理者の意見を踏まえ、速やかに対応措置等を決定する。

4 乗務員指導管理者は、乗務を一時的に停止した乗務員のうち、知識及び技能に関する教育訓練により資質の向上が期待される者について、その教育計画を策定し、教育終了後にその効果の確認の結果を、運転管理者に報告し、再乗務の可否について指示を受けるものとする。

(運転士の資質等の報告)

第27条 運転管理者は、鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則第2条第1項に基づき、近畿運輸局長に報告するための運転士の資質の充足状況等に関する次に掲げる事項を取りまとめるものとする。

- (1) 運転士の運転免許番号、身体検査及び適性検査の結果等
- (2) 運転取扱誤りを生じさせた回数、教育（定例及び再教育）の状況等

2 運転管理者は、鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則第3条に該当するものが生じた際は、近畿運輸局長に報告すべき事項を遅滞なく取りまとめるものとする。

(運転関係係員の育成及び資質の維持・管理)

第28条 運転管理者は、所属する運転関係係員の適性、知識及び技能の保有に関する管理の方法、手順等を高速鉄道運転取扱規程に定める。

2 運転管理者は、作業前、作業中その他適当なときに運転上必要な事項について報告を求め、又は指示を与える等適切な監督体制を定める。

3 運転管理者は、所属する運転関係係員の資質の状況を記録し、その推移

を確認できるように管理する。

(列車の運行の体制)

第29条 運転管理者は、組織、路線及び運行の形態、鉄道施設の状況等を勘案し、次に掲げる事項に関する責任者、指揮命令系統、管理の方法等を明確にし、列車の運行の管理の実施に係る具体的な体制を高速鉄道運転取扱規程に定める。

- (1) 輸送混乱時の運行状況の把握
- (2) 運転整理など、運行計画の臨時変更
- (3) 閉そく方式の変更などに係る指示
- (4) 異常気象等の情報収集及び伝達
- (5) 列車運行に支障を及ぼすおそれのある工事等の着手承認及び終了後の運行の可否に係る情報連絡

2 運転関係係員は、列車の運行状況、線路の状況、異常気象などの情報の把握に努め、列車の安全な運行に支障を生ずるおそれがあるときは、全てに優先して迅速、的確な措置を講ずる。

3 事故等により線路内で作業を行うため、運行を一時停止した区間の運行の再開については、現場の安全確認がなされた後、運転指令長の指令によって行う。

4 事故等により列車の運行が乱れたときに運行計画を臨時に変更する場合は、運転指令長の指令によって行うものとし、指令の伝達の正確を期すため高速鉄道運転取扱規程に定められた方法、手順に従い関係者相互の連絡、確認を行う。

5 運転指令長は、台風その他の異常気象により広域の列車運行に安全その他の支障を生じるおそれがあると認めるときは、運行計画にかかわらず、

運行の停止その他の適切な措置を講じる。

- 6 運転指令長は、列車の運行状況、関係者の連絡、その他運行を的確に行うための措置等に関する情報については、これを記録し、保存する。

(事故等の緊急事態が発生した場合等の処置)

第30条 全職員は、事故その他の緊急を要する事態が発生したときは、被害者の救済その他被害の拡大防止のため、京都市交通局危機管理計画に基づき、迅速かつ的確に対応する。

- 2 救急活動等のため、運転関係係員以外の者が線路内に立ち入る必要があるときは、運行の停止その他の安全確保のための措置を講じる。

(業務の受託)

第31条 運転管理者は、直通運転を行う鉄道事業者との間で、共同使用駅における列車等の運転に直接関係する業務を受託する場合にあっては、受託業務の種類、範囲及び作業に必要な情報の管理（異常時における連絡通報体制を含む。）を、受託に係る共同使用駅ごとに定めた直通運転に関する基本協定書等に基づき、取り扱うものとする。

第2章 施設の管理

(施設の管理の体制)

第32条 施設の管理に係る体制、指揮命令系統は、第2図のとおりとする。

- 2 第2種鉄道事業者として営業する区間における施設の維持管理業務は、京都高速鉄道株式会社との間で締結した地下鉄東西線に関する基本協定に基づき、当局が行うものとする。

(施設の新設、改良及び保守に関する事項)

第33条 施設課長は、施設の新設、改良及び保守にあたり、京都市高速鉄
道土木実施基準等の必要な規定類の策定及び管理を行うものとする。

2 施設課長は、施設の新設、改良及び保守にあたり、安全性及び信頼性の
向上の必要性、将来の運行計画との整合性等を勘案して整備計画を策定し、
必要に応じ安全統括管理者に報告を行うものとする。変更した場合も同様
とする。

3 施設課長は、施設の新設、改良及び保守の実施において、施工管理及び
竣工の検査等の方法を定めた京都市交通局請負工事監督・検査諸規定につ
いて、実施に関わる施設関係職員に周知し、徹底するものとする。

4 施設課長は、施設の検査計画、検査結果のとりまとめ、維持管理計画を
策定し、必要に応じ安全統括管理者に報告を行うものとする。変更した場
合も同様とする。

5 施設課長は、施設の検査及び修繕に係る作業の方法、手順等について、
関係者に周知し、徹底するものとする。

(工事、保守等を行う場合の安全確保事項)

第34条 施設課長は、工事、保守等（以下「工事等」という。）を行うに
際しては、工事等の計画段階から列車の運行の安全確保及び触車防止の観
点に立ち、その内容について確認を行うものとする。

2 施設関係係員は、工事等の施工段階において、作業内容等に応じ関係者
と作業内容、作業方法、作業手順等について十分打ち合わせを行うもの
とする。

3 施設関係係員は、工事等の作業に際して、列車等の運行に支障する不具
合事象発生時の対応、作業終了後の当該施設の状況及び安全の確認等につ
いて、所定の連絡を行うものとする。

- 4 施設課長は、線路を閉鎖して工事等を行う場合は、施設関係係員に対し、その手続き等に関する事項について、これを周知し、徹底するものとする。
- 5 施設課長は、施設関係係員に対し、工事等に伴う列車の安全確保のため、列車の運行状況等の必要な情報の提供を行うものとする。
- 6 施設課長は、施設関係係員に対し、他の事業者や他の現場において発生した事故等に係る情報の入手に努め、周知を図るものとする。
- 7 施設課長は、列車運行に支障を及ぼすおそれのあるときは、関係部署に対して速やかに情報連絡するものとする。

(施設関係係員の資質管理等)

第35条 施設課長は、施設関係係員研修要領に基づき、施設関係係員が知識及び技能を保有するよう、教育及び訓練を行うものとする。

- 2 施設課長は、施設関係係員が作業を行うのに必要な適性、知識及び技能を保有していることを確かめた後でなければその作業を行わせてはならない。
- 3 施設課長は、施設関係係員が知識及び技能を十分に発揮できない状態にあると認めるときは、その作業を行わせてはならない。
- 4 施設課長は、施設関係係員の資質の状況を記録し、その推移を確認できるように管理するものとする。

(業務の受委託)

第36条 施設課長は、列車等の運転に係る業務を委託する場合にあっては、業務毎に、その範囲、作業に必要な情報の管理（異常時における連絡通報体制を含む。）、受託者の業務管理体制、教育訓練体制及び要員に必要な資格について施設関係業務委託仕様書に定めるものとする。

- 2 施設課長は、直通運転を行う鉄道事業者との間で、共同使用駅における

列車等の運転に係る業務を受委託する場合にあっては、受委託に係る共同使用駅ごとに定めた構築、軌道施設及び電気施設の保守に関する協定書に基づき、取り扱うものとする。

第3章 車両の管理

(車両の管理の体制)

第37条 車両の管理に係る体制、指揮命令系統は、第2図のとおりとする。

(車両の新製、改造及び保守に関する事項)

第38条 高速車両課長は、車両の新製、改造及び保守にあたり、京都市高速鉄道車両実施基準等の必要な規定類の策定及び管理を行うものとする。

2 高速車両課長は、車両の新製、改造及び保守にあたり、車両の構造、機能の状況、安全性及び信頼性の向上の必要性、鉄道施設及び運転の将来計画との整合性等を勘案して車両の維持管理に係る計画を策定し、必要に応じ安全統括管理者に報告するものとする。変更した場合も同様とするものとする。

3 高速車両課長は、車両の新造、改良の実施にあたっては、中間検査及び完成検査の際の検査の方法、手順について、必要に応じ検査要領書を作成し、これを周知、徹底するものとする。

4 高速車両課長は、京都市高速鉄道車両実施基準に定めた周期に基づき検査を確実に実施し、その結果に基づき車両を安全に運転できる状態に保持するものとする。

5 高速車両課長は、車両を安全に運行させるため、京都市高速鉄道車両実施基準に定めた車両の保守に係る作業の方法、手順を周知、徹底するものとする。

とする。

(車両の運用計画)

第39条 高速車両課長は車両運用について、列車の運行上求められる車両の構造及び性能、運行する区間の線路構造及び運転保安設備、車両の検査を考慮し、輸送の安全確保に支障を生じないように計画するものとする。

(車両関係係員の資質管理等)

第40条 高速車両課長は、車両関係係員研修要領に基づき、車両関係係員が知識及び技能を保有するよう、教育及び訓練を行うものとする。

2 高速車両課長は、車両関係係員が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有していることを定期的に確認するものとする。

(業務の委託)

第41条 高速車両課長は、輸送の安全確保に直接関係する車両の保守作業に関する業務を委託する場合には、業務毎に、その範囲、作業に必要な情報の管理(異常時における連絡通報体制を含む。)、受託者の業務管理体制及び教育訓練体制について車両業務委託仕様書に定めるものとする。

第4章 電気設備の管理

(電気設備の管理の体制)

第42条 電気設備の管理に係る体制、指揮命令系統は、第2図のとおりとする。

2 第2種鉄道事業者として営業する区間における電気設備の維持管理業務は、京都高速鉄道株式会社との間で締結した地下鉄東西線に関する基本

協定に基づき、当局が行うものとする。

(電気設備の新設、改良及び保守に関する事項)

第43条 電気課長は、電気設備の新設、改良及び保守にあたり、京都市高速鉄道電気・運転保安設備実施基準等の必要な規定類の策定及び管理を行うものとする。

2 電気課長は、電気設備の新設、改良及び保守にあたり、安全性及び信頼性の向上の必要性、将来の運行計画との整合性等を勘案して整備計画を策定し、必要に応じ安全統括管理者に報告を行うものとする。変更した場合も同様とする。

3 電気課長は、電気設備の新設、改良及び保守の実施において、施工管理及び竣工の検査等の方法を定めた京都市交通局請負工事監督・検査諸規定について、実施に関わる電気関係係員に周知し、徹底するものとする。

4 電気課長は、電気設備の検査計画、検査結果のとりまとめ、維持管理計画を策定し、必要に応じ安全統括管理者に報告を行うものとする。変更した場合も同様とする。

5 電気課長は、電気設備の検査及び修繕に係る作業の方法、手順等について、関係者に周知し、徹底するものとする。

(工事、保守等を行う場合の安全確保事項)

第44条 電気課長は、工事等を行うに際しては、工事等の計画段階から列車の運行の安全確保及び触車防止の観点に立ち、その内容について確認を行うものとする。

2 電気関係係員は、工事等の施工段階において、作業内容等に応じ関係者と作業内容、作業方法、作業手順等について十分打ち合わせを行うものとする。

- 3 電気関係係員は、工事等の作業に際して、列車等の運行に支障する不具合事象発生時の対応、作業終了後の当該設備の動作状態及び安全の確認等について、所定の連絡を行うものとする。
- 4 電気課長は、線路を閉鎖して工事等を行う場合は、電気関係係員に対し、その手続き等に関する事項について、これを周知し、徹底するものとする。
- 5 電気課長は、電気関係係員に対し、工事等に伴う列車の安全確保のため、列車の運行状況等の必要な情報の提供を行うものとする。
- 6 電気課長は、電気関係係員に対し、他の事業者や他の現場において発生した事故等に係る情報の入手に努め、周知を図るものとする。
- 7 電気課長は、列車運行に支障を及ぼすおそれのあるときは、関係部署に対して速やかに情報連絡するものとする。

(電気関係係員の資質管理等)

第45条 電気課長は、電気関係係員研修要領に基づき、電気関係係員が知識及び技能を保有するよう、教育及び訓練を行うものとする。

- 2 電気課長は、電気関係係員が作業を行うのに必要な適性、知識及び技能を保有していることを確かめた後でなければその作業を行わせてはならない。
- 3 電気課長は、電気関係係員が知識及び技能を十分に発揮できない状態にあると認めるときは、その作業を行わせてはならない。
- 4 電気課長は、電気関係係員の資質の状況を記録し、その推移を確認できるように管理するものとする。

(業務の受委託)

第46条 電気課長は、列車等の運転に関係する業務を委託する場合にあっては、業務毎に、その範囲、作業に必要な情報の管理（異常時における連

絡通報体制を含む。), 受託者の業務管理体制, 教育訓練体制及び要員に必要な資格について電気設備業務委託仕様書に定めるものとする。

- 2 電気課長は, 直通運転を行う鉄道事業者との間で, 共同使用駅における列車等の運転に係る業務を受委託する場合にあっては, 受委託に係る共同使用駅ごとに定めた構築, 軌道施設及び電気施設の保守に関する協定書に基づき, 取り扱うものとする。

附 則

この規程は, 公布の日から施行し, 平成18年10月1日から適用する。